

奈良県医師配置評価委員会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十七号

奈良県医師配置評価委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県医師配置評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 医療機関及び医療に関する団体を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 三 医療を受ける立場にある者のうちから知事が委嘱するもの
- 四 前三号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

（任期）

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、医療政策部地域医療連携課医師・看護師確保対策室において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。